

北九州市耐震改修促進計画の改定に係る検討会開催要綱

(目的)

第1条 「北九州市耐震改修促進計画」の計画期間終了に伴う改定計画の策定にあたり、学識経験者や建築関係団体等から幅広く意見を聴取するため、「北九州市耐震改修促進計画の改定に係る検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 検討会の構成員は、次の事項について意見を述べる。

- (1) 計画の改定に関すること。
- (2) その他、特に必要と認められること。

(構成員)

第3条 検討会の構成員は、学識経験者、建築関係団体等のうち第1条の目的を達成するために必要と認めた者から、市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、計画改定までとする。また、構成員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 検討会の組織は、次のとおりとする。

- 2 検討会に座長を置き、構成員の互選によって定める。
- 3 検討会に副座長を置き、座長の推薦により、他の構成員の同意を得て定める。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故等があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要と認めるときは構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、会議の決定により公開しないことができる。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 北九州市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当する事項を検討する場合

(3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録等の作成)

第6条 公開の会議については、その会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者氏名
- (5) 会議概要
- (6) 会議経過(発言内容)

(7) その他必要な事項

(8) 問い合わせ先

- 2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第4号の出席者氏名については、出席者の人数、前項第6号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(会議録の公開)

第7条 前条において作成の会議録等については、北九州市ホームページへ掲載するものとする。

(守秘義務)

第8条 構成員は、知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(事務局)

第9条 会議の事務局を、都市戦略局指導部建築指導課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年9月29日から施行する。
- 2 この要綱は、計画が改定された日に、その効力を失う。